

事 務 連 絡
平成28年 7月22日

肝炎核酸アナログ製剤
治療費助成を受給している皆様へ

香川県健康福祉部薬務感染症対策課

核酸アナログ製剤治療費助成の更新申請について

肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証の更新申請手続きの際に、医師の診断書（様式2-8）を提出していただいていたりましたが、平成28年4月の制度改正により、医師の診断書（様式2-8）に代わって、検査内容及び受けている治療内容が分かる資料の提出でも可となりました。

なお、検査内容及び受けている治療内容が分かる資料の具体的な例示につきましては、別紙「診断書（様式2-8）に代わる書類を提出する場合」に記載していますので、更新手続きのご参考にしてください。

【必要書類】

必要書類については、別紙「**更新申請書類一覧**」及び「**診断書（様式2-8）に代わる書類を提出する場合**」をご参照ください。

【提出先】

上記の必要書類を管轄の保健所（高松市にお住いの方は香川県薬務感染症対策課）に提出してください。

※申請書類をご持参できない方は、郵送でも受け付けています。

【提出期限】

受給者証の有効期間は申請から1年間となっていますので、受給者証の有効期限が終了するまでに提出してください。

※ 新しい受給者証をなるべく早くお届けできるよう、早目の手続きにご協力ください。

【問い合わせ先】

- ・東讃保健所 769-2401 さぬき市津田町津田 930-1 0879-29-8261
- ・小豆保健所 761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 0879-62-1373
- ・中讃保健所 763-0082 丸亀市土器町東 8-526 0877-24-9962
- ・西讃保健所 768-0067 観音寺市坂本町 7-3-18 0875-25-2052
- ・薬務感染症対策課 760-8570 高松市番町 4-1-10 087-832-3303